

町発注工事等の前払金の取扱いについて

1 趣旨

東日本大震災の迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、地方自治法施行令及び同法施行規則が改正されたことを受け、町発注工事の前払金の割合等の改正を行い、公共工事の適正かつ円滑な施工を確保しようとするものです。

2 改正内容

- (1) 町営建設工事の前払金の割合を請負代金額の「10分の4」から「10分の5」に引き上げます。
- (2) 町営建設工事並びに建設関連業務委託に係る前払金の対象となる契約金額または請負代金額を「1,000万円以上」から「130万円以上」に引下げます。

3 適用対象

平成23年5月25日以降に新たに契約を締結する町営建設工事または建設関連業務委託